

## ふるさと創生基金事業について

### 1 趣旨

ふるさと創生基金事業は、合併特例債等の活用により地域振興を図る事業や市の一体感を醸成する事業を行うものです。

それにより、市民と行政が協働し、連携して事業を実施し、その中で行政主体から地域住民主体への転換を図り、市民活動や地域活動を地域住民自ら考え、具体化し、実践していきます。

### 2 対象事業

- (1) 各支所が行う地域単位の地域振興のために、企画する新規のソフト事業。
- (2) 以前より行われている地域イベント等の拡充事業。

#### ※ 対象となる事業（例）

地域の行事の展開
伝統文化の伝承等に関する事業の実施
民間団体への助成
コミュニティ活動・自治会活動への助成
商店街活性化対策

- ※ 原則として、単年度事業です。なお、継続事業の場合、継続の必要性などについて地域振興戦略部と協議することになります。
- ※ 建物や構造物の建設、備品購入については、対象外となります。ただし、材料等を購入して、地域住民の直営による遊歩道や看板作成などについては、認めています。

### 3 事業の検討方法

次のどちらかの方法で行います。三島地域では、次の(1)の方法を採用しています。

#### (1) 実行委員会方式

支所に設置した、ふるさと創生基金事業実行委員会で事業を企画・立案し、地域委員会の審査を経て決定します。

#### (2) 地域委員会方式

地域委員会の地域振興事業についての意見を参考に、ふるさと創生基金事業実行委員会で事業を企画・立案し、地域委員会の審査を経て決定します。